

静岡県告示第246号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	湯ヶ野松崎線	賀茂郡松崎町池代字北之沢 1111番の5から	前	5.1~17.7	309.1
		賀茂郡松崎町池代字中之段 17番の1まで	後	7.6~45.2	309.1

=====

静岡県告示第247号

令和5年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士川身延線	富士宮市長貫字橋場 1002番の2から 富士宮市内房字尾崎 3139番の5まで	前	Ⓐ 8.5~36.5	977.7
		富士宮市内房字尾崎 3151番の3地先から 富士宮市内房字尾崎 3139番の5まで	後	Ⓐ 7.8~10.6	34.8
		富士宮市長貫字橋場 1002番の1から	後	Ⓑ 8.5~36.5	705.2

		富士宮市内房字尾崎 3139 番の 5 まで			
--	--	---------------------------	--	--	--

=====

静岡県告示第248号

令和5年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士裾野線	富士市今宮字東村 548 番の 5 から 富士市今宮字坂下 813 番の 4 まで	前	㊶ 6.1~15.7	977.7
		富士市今宮字上一色 761 番の 2 地内	後	㊶ 0.3~7.8	34.8
		富士市今宮字東村 515 番の 2 から 富士市今宮字混森 177 番の 6 まで	後	㊷ 4.8~17.8	705.2

=====

静岡県告示第249号

令和5年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更	敷地の幅員	延長

			前後別	(m)	(m)
県道	清水富士宮線	富士宮市内房字尾崎 3257番の2から 富士宮市内房字尾崎 3187番の12まで	前	Ⓐ 14.7~34.4 Ⓑ 6.7~28.7	Ⓐ 383.2 Ⓑ 607.8
		富士宮市内房字尾崎 3257番の2から 富士宮市内房字尾崎 3187番の12まで	後	Ⓐ 14.7~34.4	383.2
		富士宮市内房字相沼 3387番の5から 富士宮市内房字相沼 3387番の5まで	後	Ⓑ 2.3~21.1	37.5

=====

静岡県告示第250号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	一色久沢線	富士市大淵字市十窪 2574番の21から 富士市大淵字風穴 2620番の3まで	前	Ⓐ 12.5~17.0	93.0
		富士市大淵字市十窪 2574番の31から 富士市大淵字風穴 2625番の8まで	前	Ⓑ 9.0~15.0	121.0
		富士市大淵字市十窪 2574番の21から 富士市大淵字風穴	後	Ⓐ 12.5~17.0	93.0

		2620 番の 3 まで			
県道	一色久沢線	富士市厚原字八笠 1885 番の 5 から	前	9.0~47.8	242.0
		富士市厚原字八笠 1764 番の 1 まで	後	9.0~47.5	242.0
県道	一色久沢線	富士市久沢字浅ケ久保 1067 番の 60 から	前	21.0~34.0	74.0
		富士市久沢字浅ケ久保 1007 番の 13 まで	後	21.0~31.0	74.0

=====

静岡県告示第251号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	藤枝天竜線	周智郡森町三倉字日向山 2689 番の 1 から	前	4.9~7.8	45.5
		周智郡森町三倉字日向山 2689 番の 1 まで	後	6.5~14.2	45.5

=====

静岡県告示第252号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	大和田森線	掛川市大和田字四ノ坪 645 番の 6 から 掛川市大和田字五ノ坪 703 番の 1 地先まで	前	㊶ 6.0~20.5	㊶ 343.7
		掛川市大和田字四ノ坪 641 番の 2 から 掛川市大和田字六ノ坪 776 番の 6 まで		㊷ 6.0~25.5	㊷ 323.5
		掛川市大和田字四ノ坪 645 番の 6 から 掛川市大和田字五ノ坪 703 番の 1 地先まで	後	㊶ 12.8~29.4	㊶ 343.7